

Workforce Management Newsletter

労務関連ニュースレター

Issue 48, August 2019

In brief

1. 2019年7月1日、「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」が厚生労働省より公表されました。
2. 2019年8月1日から雇用保険の基本手当日額等が変更されました。
3. 2019年8月1日から労災保険の給付基礎日額の年齢階層別最低・最高限度額等が変更されました。

In detail

1. 「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」策定について

2019年7月1日、「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」が厚生労働省より公表されました。職場における受動喫煙防止については、2019年1月24日から順次施行されている改正健康増進法にて、国民の健康の向上を目的として、多数の者が利用する施設等の管理者等に対し、望まない受動喫煙を防止するための措置義務が課されることになりました。一方、労働安全衛生法においては、職場における労働者の安全と健康の保護を目的として、事業主に、室内における労働者の受動喫煙を防止するための措置について努力義務を課しています。今回公表されたガイドラインは、改正健康増進法と労働安全衛生法で規定されている事項を含め事業主が実施すべき事項を一体的に示すことを目的としています。主な内容は以下のとおりです。

1) 組織的対策

職場における受動喫煙防止対策を効果的に進めていくためには、組織的に実施することが重要であり、衛生委員会、安全衛生委員会等の場を通じて、労働者の意識・意見を十分に把握し、次のような取組を組織的に進めることが必要であると示されました。

- ① 推進計画の策定
- ② 担当部署の指定
- ③ 労働者の健康管理等
- ④ 標識の設置・維持管理
- ⑤ 意識の高揚および情報の収集・提供
- ⑥ 労働者の募集および求人の申込み時の受動喫煙防止対策の明示

また、事業主は、妊娠している労働者や呼吸器・循環器等に疾患を持つ労働者、がん等の疾病を治療しながら就業する労働者、化学物質に過敏な労働者等、受動喫煙による健康への影響を一層受けやすい懸念がある者に対して、下記 2) および 3) に掲げる事項の実施にあたり、特に配慮を行うこととされました。

2) 喫煙可能な場所における作業に関する措置

改正健康増進法においては、喫煙専用室等の喫煙可能な場所に20歳未満の者を立ち入らせることが禁止されるため、(施行は2020年4月1日)20歳未満の労働者を喫煙可能な場所に案内してはならないことはもちろん、20歳未満の労働者を喫煙専用室等に立ち入らせて業務を行わせないようにすることが必要です。

20歳以上の労働者についても、望まない受動喫煙を防止するため、勤務シフト、勤務フロア、動線等を工夫すること、喫煙専用室等の清掃時や営業、配達業務車両内での喫煙時も望まない受動喫煙を防止するよう配慮することが求められます。

3) 受動喫煙防止が必要な各種施設

- ① 第一種施設(学校、病院、児童福祉施設、国および地方公共団体の行政機関の庁舎等)
- ② 第二種施設(一般の事務所や工場、飲食店等)
- ③ 喫煙目的施設(公衆喫煙所、喫煙を主たる目的とするバー、スナック等、店内で喫煙可能なたばこ販売店)
- ④ 既存特定飲食提供施設(一定の既存の経営規模の小さな飲食店)

4) 第二種施設における受動喫煙防止対策

今回は、第二種施設(一般の事務所や工場、飲食店等)における受動喫煙防止対策について、ご紹介します。

- ・ 事業主は、第二種施設が健康増進法により「原則屋内禁煙」とされる(施行は2020年4月1日)ことから、第二種施設内では、喫煙専用室(※1)および指定たばこ専用喫煙室(※2)を除き、労働者に施設の屋内で喫煙させないこと。
- ・ 指定たばこ専用喫煙室を設ける施設の営業について広告または宣伝をするときは、指定たばこ専用喫煙室の設置施設であることを明らかにしなければならないこと。
- ・ 受動喫煙を望まない者が、指定たばこ専用喫煙室において、業務や飲食を避けることができるよう配慮すること。

(※1) 喫煙専用室とはたばこの煙の流出を防止する一定の技術的基準に適合した専ら喫煙をすることができる場所をいう。

(※2) 指定たばこ専用喫煙室とは指定たばこ(加熱式たばこをいう)のみ喫煙することができる場所で、指定たばこの煙の流出を防止する一定の技術的基準に適合した場所をいう。

(参考) 第二種施設における喫煙室の類型

	喫煙専用室	指定たばこ専用喫煙室
設置場所	屋内の一部	
必要となる措置	室外への煙の流出防止措置	
紙巻たばこ	○	×
加熱式たばこ	○	○
室内での喫煙以外の行為(飲食等)	×	○

5) 受動喫煙防止対策に対する支援

助成金に関する事項、受動喫煙防止対策の技術的な相談、たばこの煙の濃度等の測定機器の無料貸出しについての公的な相談先が示されています。

6) その他

その他以下の内容が示されました。

- ① 健康増進法における技術的基準等の概要
- ② 技術的基準を満たすための効果的な手法等の例

「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」の詳細は、以下厚生労働省のウェブサイトでご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html

2. 雇用保険の基本手当日額等の変更について

2019年8月1日から雇用保険の基本手当日額等が変更されました。今回の変更は、2018年度の平均給与額(「毎月勤労統計調査」による毎月決まって支給する給与の平均額)が2017年度と比べて約0.89%上昇したことに伴うものです。具体的な変更内容は以下のとおりです。

1) 雇用保険の基本手当日額

基本手当日額の最高額	60歳以上 65歳未満	7,087円 → 7,150円(+63円)
	45歳以上 60歳未満	8,260円 → 8,335円(+75円)
	30歳以上 45歳未満	7,505円 → 7,570円(+65円)
	30歳未満	6,755円 → 6,815円(+60円)
基本手当日額の最低額	1,984円 → 2,000円(+16円)	

2) 雇用保険給付関係の賃金日額

賃金日額の上限	60歳以上 65歳未満	15,750円 → 15,890円(+140円)
	45歳以上 60歳未満	16,520円 → 16,670円(+150円)
	30歳以上 45歳未満	15,010円 → 15,140円(+130円)
	30歳未満	13,510円 → 13,630円(+120円)

3) 高年齢雇用継続給付の算定に係る支給限度額

360,169円から363,359円へ引き上げられます。

「雇用保険の基本手当日額の変更について」の詳細は、以下厚生労働省のウェブサイトでご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05967.html

3. 労災年金給付等に係る給付基礎日額の年齢階層別最低・最高限度額等の変更について

2019年8月1日から労災保険制度について以下の金額が変更されました。

- 1) 労災年金給付等に係る給付基礎日額の年齢階層別最低・最高限度額
- 2) 給付基礎日額の最低保障額(自動変更対象額)
- 3) 労災年金給付等に係る給付基礎日額のスライド率
- 4) 遺族(補償)一時金等の額の算定に用いる換算率

「労災年金給付等に係る給付基礎日額の年齢階層別最低・最高限度額等の変更について」の詳細は、以下厚生労働省のウェブサイトでご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/topics/tp100723-1.html

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、下記までお問い合わせください。

PwC 社会保険労務士法人

〒100-6015 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号 霞が関ビル 15 階

電話 : 03-5251-9090

<https://www.pwc.com/jp/ja/services/tax/outsourcing/hr-consulting.html>

代表

岩岡 学

PwC アウトソーシングサービス合同会社および PwC 社会保険労務士法人は、PwC 税理士法人および PwC 弁護士法人とも連携し、記帳代行、給与計算および支払代行サービスなどのアウトソーシングサービスに加え、人事労務サービスおよびコーポレートセクレタリーサービスなど、より広範囲にわたるアウトソーシングサービスを提供いたします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose (存在意義) としています。私たちは、世界 158 カ国に及ぶグローバルネットワークに 250,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2019 PwC 社会保険労務士法人 無断複写・転載を禁じます。

PwC とはメンバーファームである PwC 社会保険労務士法人、または日本における PwC メンバーファームおよび(または)その指定子会社または PwC のネットワークを指しています。各メンバーファームおよび子会社は、別組織となっています。詳細は www.pwc.com/structure をご覧ください。